

用語解説

用語	説明
あ行	
アクセス	目的地に接近すること。交通の便。
アクトビレッジおの	2008年4月にオープンした環境教育、レクリエーション、スポーツを基本コンセプトとする北部地域の交流拠点施設。
インキュベーション機能	創業をめざす人、創業間もない企業および新分野へ展開しようとする企業に対して不足する資源（ソフト支援サービスや、低賃料スペース等）を提供し、その成長を促進させる機能のこと。
宇部・小野田広域都市圏	宇部市、山陽小野田市、美祢市で構成された広域都市圏。
うべ元気ブランド認証制度	市内で採取、捕獲された1次産品を使用した加工品を「うべ元気ブランド」として認証・育成し、販売を促進する制度。
宇部新都市	山口県産業技術センターや宇部市中小企業事業化支援施設等を中核とした学術・研究開発の拠点形成と居住空間の提供を目的として、緑豊かな自然環境と産・学・住の機能が一体となった複合拠点都市。
宇部テクノパーク	高速交通網に近接する立地条件や恵まれた自然環境を生かし、先端技術産業や環境関連産業等の集積をめざす内陸型工業団地。
宇部ブランド	本市が持つ様々な有形・無形の地域資源等により、多くの人を引き付ける宇部市というまちのイメージのこと。
宇部方式	戦後の本市の産業発展の過程で発生した「ばいじん汚染」から市民の生活環境を守るため、産官学民が相互信頼と協調の精神の下、法令や罰則に頼ることなく、科学的な調査データに基づく話し合いによって、全市民が一体となって取り組んだ宇部市独自の公害対策。
宇部臨空頭脳パーク	研究開発インフラと抜群の交通アクセスに恵まれた、「産業の頭脳部分」となるソフトウェア業、デザイン業等の産業支援サービス業等の集積をめざす頭脳団地。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、一つの市町村の区域内に居住する者を対象に、主として運動の用に供することを目的とする公園。本市では、恩田運動公園、中央公園が都市計画決定されている。
エコパーク	自然と触れ合いながら、環境保全や資源循環等について学べる公園。
オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地等、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地等のうち、道路用地、鉄軌道用地等の交通用地を除いたものの総称。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。
か行	
環境共生都市	地球温暖化対策や循環型社会の形成、自然環境の保護等、総合的な環境対策に取り組み、豊かな自然に囲まれた環境と共生できる都市。
共存同栄・協同一致	1921年（大正10年）11月1日市制施行日に、読み上げられた誓文五則（後の市憲五則）の中の言葉。「皆が心をつにし、共に栄えていこう」という意味。

用語	説明
区域区分（線引き）	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めること。これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（都市計画法第7条）
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の観光活動で、具体的には、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊等のこと。
グローバル500賞	国連環境計画（UNEP）が、持続可能な開発の基盤である環境の保護および改善に功績のあった個人又は団体を表彰する制度で、毎年6月5日の世界環境の日に同賞の授与式が行われており、本市は1997年に受賞した。2004年からこの賞は地球大賞（Champions of the Earth）に置き換えられている。
景観計画	2005年6月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観法の基本となる制度で、景観計画には、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針」、「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・樹木の指定の方針」を定めるとともに、その他の景観形成に必要な事項等を条例で定めることができる。
景観計画区域	景観法の制定に基づいて策定された景観計画の計画区域のこと。同区域内では、良好な景観の保全・形成のために、緩やかな規制・誘導が行われる。
建築協定	建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠等について定める協定のこと。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
公共施設マネジメント指針	本市が所有する公共施設の情報等をもとに、公共施設の課題とマネジメント方針を明らかにしたもの。2014年5月策定。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道等がある。
公有水面	河・海・湖・沼その他の公共の用に供する水流・水面で、国が所有するもの。
コージェネレーション	ガスエンジン等で発電して、発電に伴う排熱を用いて給湯や空調等の熱を配給するエネルギー効率の高い熱電併給システムのこと。
国連環境計画（UNEP）	既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理し、新たな問題に対しての国際的な取り組みを推進することを目的とした機関。
コミュニティ	同じ地域や組織、あるいは、同じ趣味・思考等において深く結びついている人々の集まりのこと。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進等を目的として、地方公共団体等が主体的に運行を確保するバスのこと。

用語	説明
さ行	
再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、太陽光、太陽熱、水力、バイオマス、風力、地熱、波力等、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。
里山	人里近くにある、生活に結びついた山や森林。
砂防ダム	山地・溪流からの土砂・岩石の流下を防止するために設けるダム。
市街地開発事業	都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業（土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7事業）。
重要港湾	国の利害に重大な関係を有する港湾であり、①低廉で効率的な物流のための海上輸送網の拠点、②必需物資を取り扱う海上輸送網の拠点、③国土の均衡ある発展を支える海上輸送網の拠点、④その他国の政策的な要請への対応、といった役割を担う。
循環型社会	大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロをめざす社会のこと。
人口ビジョン	人口の現状分析を行い、人口の将来展望と、人口減少に対する課題と方策の方向を示すもの。2015年10月策定。
親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる空間。
シンボルロード	都市や地方の顔となる街路。本市では「平和通り」等をシンボルロードとして位置付け、「緑と花と彫刻のまち一宇部」にふさわしいうるおいのある都市景観を創出する道路として整備している。
水源かん養	降水を地表や地中に一時蓄えるとともに、地下に浸透させ、降水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・促進する自然の持つ機能。
スマートコミュニティ	情報通信技術（ICT）を活用しながら、電力、熱、水、交通、医療、生活情報等、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現した社会全体のスマート化をめざすコミュニティのこと。
スマートビル	空調、電気、セキュリティ等の設備を自動的に制御し、建物内に情報通信ネットワークを構築して、オフィスオートメーションやテレコミュニケーションに対応できる高付加価値のオフィスビル。
生産振興農地	農業振興地域整備計画で定められている農用地域内の農地のうち生産性の高い農地のこと。生産振興農地は、可能な限り、農業生産以外を目的とする利用は行わないよう努め、その保全・確保を図るものとされている。
た行	
耐震強化岸壁	港湾に建設される岸壁のうち、地震に耐えるよう耐震性能が強化された岸壁のこと。

用語	説明
第四次宇部市総合計画	求める都市像とまちづくりの方針および基本的施策を明らかにし、本市の進むべき方向を明確に示した、市民と共有するまちづくりの指針となるもの。市財政の長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的かつ効率的に推進する基本であり、市政運営の基礎となるもの。
地域地区	土地の合理的な利用を図るため、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等に対するルールを決める地区。
小さな拠点	小学校区等、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場等を「合わせ技」でつなぎ人やもの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることをめざす取り組み。
地区計画	都市計画法に定められている、住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルールのこと。
中山間地域	平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域。
津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
デマンドバス	無線通信による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バス。
ときわミュージアム	ときわ公園の豊かな自然の中で、季節ごとに違った表情を見せる植物と彫刻が調和した博物館。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成等を行うために、市町村の条例によって特定の建築物等の建築を制限する地域。
特別用途地区	用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や、環境の保護等、特別な目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定めるもの。
特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度のこと。
都市機能	都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、商業、工業、交通、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われる。
都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形等から見て一体の都市として捉える必要がある区域のこと。一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発および保全を図る区域を指す。
都市計画区域マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備等について将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
都市計画審議会	都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村が任意に設置することができる附属機関であり、市町村が定める都市計画および都道府県が定める都市計画についての市町村意見を付議する。

用語	説明
都市施設	道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。（都市計画法第11条第1項）
土砂災害警戒区域	知事が指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
土砂災害特別警戒区域	知事が指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限および居室を有する建築物の構造を規制すべき区域。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園等の公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。
な行	
にぎわいエコまち計画	まちづくりに地球環境にやさしい暮らし方や、少子高齢社会における暮らし等の課題解決に向けた新しい視点を盛り込み、市民や事業者と一体となって、魅力的でより利便性の高いにぎわいのある持続可能な、コンパクトなまちづくりをめざすことを目的とし、2015年3月に策定した計画。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件およびその利用動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況および将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること等の要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1・2項）。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地等の区域。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
パブリックコメント制度	市が政策等を決定する際に、事前にその素案を市民（パブリック）に公表して意見（コメント）を求め、それを政策に反映していく仕組みのこと。
バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消等のハード面の意味合いが強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

用語	説明
ヒートアイランド現象	人工物で覆われた都市部等で、日中に蓄えた日射熱の放出により夜間も気温が下がらない現象。等温線が島状になることからこう呼ばれる。
ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備等に取り入れられる。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域に分けられていない都市計画区域のこと。
風致地区	都市における風致を維持するために定められる地域地区のこと。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。
ふるさと集落生活圏	小さな拠点と周辺集落とをコミュニティバス等の移動手段で結びことによって形成され、生活の足に困る高齢者等も安心して暮らし続けられる生活圏のこと。
保安林	水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等、公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づいて指定された森林のこと。
ポテンシャル	潜在すること。また、可能性としての力。
ま行	
まちなか環境学習館	環境学習や環境保全活動を支援し、また、中心市街地の活性化を図るために開設された環境学習拠点。
学びの森くすのき	図書館、博物館、学習機能を有する施設で、市民の学習、文化・創造活動の拠点として2013年開館。
密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。
最寄品	日用品や食料品等、購買頻度が高く消費者が時間をかけずに購入するような商品のこと。
や行	
山口県自然環境保全条例	山口県内の自然環境の保全に関する施策の推進、自然環境を損なう行為の防止、現在および将来の住民のための健全な生活環境の確保を目的としており、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物の指定・保全等について定めている。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービス等に配慮が行われた設計（デザイン）のこと。
容積率	住宅の規模（広さ）に対する規制を示す数値のひとつで、敷地面積に対する延べ床面積の割合のこと。
用途地域	計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ12種類の用途地域を設定することができる。
ら行	
ライフライン	上下水道、電気、ガスおよび電話等、人々が日常生活を維持するために不可欠な供給システム。

用語	説明
緑地環境保全地域	自然環境の保全を図るため、山口県自然環境保全条例に基づき指定された地域。地域内では、優れた自然環境を適正に保全するため、開発行為については届出制により必要な規制と調整を図ること等を原則としている。本市では、霜降山一帯が指定されている。
緑化地域制度	用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が都市計画に緑化地域を定め、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。
6次産業	農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。
A～Z	
BEMS（ビル・エネルギー・マネジメントシステム）	電力使用量の可視化、節電の為に機器制御、再生可能エネルギーや蓄電池の制御等を行うシステムをEMS（エネルギー管理システム）といい、BEMSはビル内のエネルギー管理のことを指す。
CASBEE	省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の環境性能の品質を総合的に評価し格付けするシステムのこと。